

ケアハウスオパール八丁平

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人上寿の会が開設するケアハウスオパール八丁平（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある入居者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態又は要支援状態にある入居者が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、入居者の心身の機能維持及び低下防止を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウスオパール八丁平
- (2) 所在地 室蘭市八丁平3丁目22番15号

(特定施設従業者職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数（指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護を兼務）及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤専従）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名（常勤専従）
生活相談員は、利用者及び家族の日常生活全般の相談援助等及び他機関との調整を行う。
- (3) 介護職員 15名以上（常勤専従）
介護職員は、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう、毎日の介護及び援助を行う。
- (4) 看護職員 2名以上（常勤専従）
看護職員は、入居者が健康に日常生活を営むことができるよう、毎日の観察、処置及び援助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上（非常勤専従）

機能訓練指導員は、入居者の日常生活維持に必要な機能減退を防止するため、適切な機能訓練指導及び援助を行う。

(6) 計画作成担当者 1名以上（常勤専従）

計画作成担当者は、入居者が自立した日常生活維持に必要な援助の課題・目標等を把握し、介護サービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第5条 入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員は50名とする。（介護予防特定施設入居者生活介護を含む）
- (2) 居室数は50室とする。（全室個室）

(入居者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスをより適切に提供するため、現在の居室を介護居室として使用すること、緊急やむを得ない場合や一定の観察期間を必要とする身体状況となった場合に一時介護室に移動することについて、入居者及び家族の同意を得た上行うものとする。

(指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第7条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持。
- (2) 排泄の自立援助。
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の援助。
- (4) 食事の提供及び栄養管理。
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練。
- (6) 健康管理。
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助。
- (8) その他レクリエーション、行事等のサービス提供。

(利用者の制限)

第8条 事業者は、利用者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 3 身体拘束委員会を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

（感染症対策）

第9条 事業者は、施設における感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
- (5) 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定します。

（利用料その他の費用の額）

第10条 利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、法定代理受理サービスである場合は、利用料のうち、各利用者の介護保険負担割合証に記載されている負担割合の額の支払いを受けるものとする。

その1割の額を入居者負担とする。

- 2 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービスにおいて、個別的な選択による介護サービスの提供にあたる、通院や入退院、買い物等の個別的な外出介助、届け物や個別的な買い物等の代行については事業所が定める基準によるものとし実費負担とする。
- 3 入居者の状況に応じて、おむつ等の提供を行う場合は、実費負担とする。
- 4 サービスの一環として参加者を募って実施するクラブ活動、旅行等に係る費用は、実費負担とする。
- 5 第2項及び第3項並びに第4項については、入居者等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、入居者及び家族等に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第11条 入居者は、施設の入居にあたって次の各号を満たすものとする。

- (1) 心身の状況についての情報を事業所の管理者に提供すること。
- (2) 訪問者及び事業所従業員の権利を不当に侵害しないこと。
- (3) 施設の利用について疑義がある場合には、速やかに事業所の管理者に知らせること。
- (4) 介護保険法その他省令等に基づく市町村の事業所への立入検査及び調査等について協力すること。
- (5) 特段の事情がない限り、事業所の取り決めや指示に従うこと。
- (6) 施設の利用に限らず、外部の在宅福祉サービスの選択権は自由とすること。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所の従業者は、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 夜間において、入居者の病状の急変、怪我及び事故が生じた場合、夜間緊急体制に基づき、管理者(施設長)又は看護職員の指示に従い、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。
 - (3) 事故発生の防止のための事故防止委員会及び職員に対する研修(年2回以上)を定期的に行います。
 - (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに北海道胆振総合振興局及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
 - 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施します。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。
- 4 平常時の対応(必要品の備蓄など)、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定します。

(虐待の防止) 【3年間の経過措置対応】

第15条 事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに北海道胆振総合振興局等関

係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

(5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

(ハラスメント対策)

第16条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 事業者は、入所者に対する処遇に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

3 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業者は、従業者に業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人上寿の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年8月1日から施行する。

平成26年12月1日一部改正

平成27年8月1日一部改正(遡及)

平成29年4月1日一部改正

令和3年10月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正